

平成23年度稲敷市農業委員会第10回総会

[10月25日]

-
- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
日程 8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程 10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程 10 議案第5号
-

出席委員

- | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 井戸賀 | 吉男君 | 17番 | 澤邊 | 雅之君 |
| 2番 | 沖野谷 | 秀雄君 | 18番 | 宮本 | 善助君 |
| 3番 | 飯塚 | 幸一君 | 19番 | 村山 | 文雄君 |
| 4番 | 千勝 | 忠君 | 20番 | 坂本 | 一雄君 |

5番	保科	進君	21番	山田	重一君
6番	川島	昇君	22番	秋本	精一君
7番	高須	一郎君	23番	横田	裕康君
8番	篠崎	惣壽君	24番	加納	昭君
9番	栗山	文雄君	25番	松本	文雄君
10番	濱田	昭一君	26番	沼崎	享君
11番	吉岡	一仁君	27番	濱田	孟君
12番	横田	梯次君	28番	青宿	昌夫君
13番	内埜	新也君	29番	鈴木	重義君
14番	野口	隆雄君	30番	黒田	久良之進君
15番	篠崎	文夫君	31番	高城	貞雄君
16番	古澤	真和君	32番	根本	卓明君

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	永長	妥啓
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 10月 1日（土） 稲敷郡協議会親善ソフトボール大会
於 河内町「かわち水と緑のふれあい公園」
出席者 農業委員
- 10月 6日（木） 稲敷市農政に対する建議書提出
於 江戸崎庁舎市長室
出席者 加納会長、吉岡会長職務代理、秋本運営委員長、村山幹事長
- 10月16日（日） 稲敷市敬老会
於 江戸崎体育館
出席者 加納会長
- 10月17日（月） 農業委員会会長・事務局長会議
於 水戸市「茨城県市町村会館」
出席者 加納会長、森川事務局長
- 10月21日（金） 耕作放棄地対策事業さつまいも収穫

於 東大沼地先ほ場
出席者 農業委員、事務局

午後 2 時 05 分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成 23 年 10 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。

本日の出席委員は 32 名です。全員出席であります。

よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は 1 番井戸賀吉男委員、2 番沖野谷秀雄委員、兩名を指名いたします。

日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、1 ページをお開き願います。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号 1 番、浮島字妙岐、田 3 筆、2,981 平方メートルでございますが、平成 22 年 11 月 7 日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地

として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に、受理番号2番、高田字鍋作ほか4地区、田4筆、畑11筆、計15筆、13,075.61平方メートルでございますが、平成23年4月16日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

続きまして、受理番号3番、稲波字西区ほか2地区、田1筆、畑2筆、計3筆、4,028平方メートルでございますが、平成16年10月23日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

2ページをお開き願います。

受理番号4番、中山字上谷原ほか4地区、田12筆、畑6筆、計18筆、34,027.39平方メートルでございますが、平成23年1月24日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に受理番号5番、手賀組新田字阿波崎、田4筆、6,711平方メートルでございますが、平成23年8月1日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内的の農地転用届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは3ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内的の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字後谷、田1筆、1,286平方メートルのうち420平方メートルを自己住宅建築に必要な駐車場及び資材置場として、一時転用をするものでございます。

受理番号2番、柴崎字一盃城、田9筆、畑1筆、計10筆、4,974平方メートルでございますが、稲敷市が土地を取得し、小学校の駐車場用地として利用するものでございます。

よろしくご承認お願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは4ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番、稲波字北区、田3筆、9,818平方メートルでございますが、賃借人の高齢化により耕作が困難となったため合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 5ページをお開き願います。報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、六角字式番割、田1筆、1,203平方メートルでございますが、稲敷市が下水道事業の災害復旧工事の資材置場のための用地を使用貸借権を設定するもので、農地法施行規則第53条第1項第15号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認しました結果、問題はないものであります。

次に受理番号2番、神宮寺字外馬場ほか1地区、畑2筆、499平方メートルでございますが、茨城県が警察駐在所用地として賃貸借権を設定するもので、農地法第5条第1項第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認しました結果、問題はないものであります。

続きまして受理番号3番、西代字東田、田1筆、199平方メートルでございますが、震災の液状化により倒壊した農業用作業所を自己所有地に新たに建築するもので、農地法施行

規則第 32 条第 1 項第 1 号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認しました結果、問題はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 6 ページをお開き願います。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。売買による所有権移転 3 件でございます。

受理番号 1 番、佐原組新田字佐原組ほか 1 地区、田 7 筆、10,005 平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。8 月 8 日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻とブロッコリーを作付している認定農業者で、農業経営面積は 243 アール、農業従事日数は 200 日でございます。所有の農地について、休耕地はなく違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 1 台、農業用トラック 1 台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 2 番、佐原組新田字佐原組、田 2 筆、計 945 平方メートルについてでございます。渡人は資金が必要になったため、農地を譲渡するものであります。受人は渡人の要望により受贈するものであります。

受理番号 3 番、佐原組新田字釜井、田 3 筆、計 2,116 平方メートルについてでございます。渡人は離農しているため所有している農地すべてを譲渡するものであります。受人は渡人の要望により受贈するものであります。

以上で、議案第 1 号の受理番号 1 番から 3 番の説明を終ります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査報告をお願いいたします。

受理番号 1 番については、事務局の説明どおりですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号 2 番については、私 24 番加納が報告いたします。

○24 番（加納 昭君） 受理番号 2 番について報告いたします。

10 月 22 日に渡人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者です。農業経営面積は 616 アール、農作業従事日数は 300 日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 2 台、乾燥機 2 台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしておりますので、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号 3 番について飯塚委員より報告をお願いいたします。

○3 番（飯塚幸一君） 3 番飯塚です。受理番号 3 番について報告をいたします。

10 月 23 日に、渡人と連絡をとろうとしたんですけどちょっと連絡がとれませんでした。ですが、渡人とは確認がとれませんでした。受人とは 23 日に連絡がとれお話をいたし確認をとりました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者であり、農業経営面積は 1,264 アール、農作業従事日数は 250 日であります。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター 3 台、田植機 1 台、コンバイン 2 台、乾燥機 3 台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 6 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する 進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 7ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、岡飯出字岡飯出、田1筆、161平方メートルについてでございますが、譲受人は主に水稻の作業受託を行う農業者で、農機具置き場が不足気味でしたので、今回自宅に隣接する畑を、農機具置き場として利用するものであります。申請地は、畑を「機具置場敷地と転回場」として利用するものであります。敷地内には上水・雑排水は無く、雨水排水は自然浸透となっております。農地区分は第1種農地に該当、立地基準は第1種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。10月20日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

受理番号2番、浮島字勝木、畑1筆、576平方メートルについてでございますが、資材置場及び駐車場として利用するものであります。譲受人の経営する工場は敷地に余裕がなく、工場内への運搬用トラックの出入りに支障をきたしておりました。今回、工場より約1.2km離れた場所にある畑を、床面積99.37平方メートルの倉庫用地とトラック等の駐車場として利用するものであります。事業地の周囲はネットフェンスで囲い、上水・雑排水は無く、雨水排水は自然浸透となっております。農地区分は第1種農地に該当、立地基準は第1種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。10月20日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

受理番号3番、幸田字間々田、田5筆、計2,943平方メートルについてでございますが、駐車場として利用するものであります。譲受人の医療法人は、運営する病院等で従業員の駐車場が不足し、農地を駐車場として利用してきました。今回、農業委員会からの指導で、農地転用許可の追認を受ける為に許可申請をするものであります。今回、受理番号4番の駐車場と併せて申請し、駐車場不足を解消するものであります。この駐車場は、山林・原野を含む計7筆、計5,099平方メートルの敷地に20台分の駐車スペースを確保し、上水・雑排水は無く、雨水排水は敷地内の調整池を経由し、水路へ放流となっております。また、稲敷市土地開発指導要綱に該当し、10月25日に受け付けされております。農地区分は第3種農地に該当し、一般基準は満たされている、と判断しました。10月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

受理番号4番 幸田字富士谷津、田1筆、458平方メートルについてでございますが、受

理番号3番と同じ医療法人が駐車場として利用するものであります。この案件も、農業委員会からの指導で、農地転用許可の追認を受ける為に許可申請をするものであります。駐車場は23台分の駐車場とし、砕石敷きとし、上水・雑排水は無く、雨水排水は自然浸透となっております。農地区分は第3種農地に該当し、一般基準は満たされている、と判断しました。10月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

以上で議案第2号の受理番号1番から4番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番を内埜委員より報告をお願いします。

○13番（内埜新也君） 13番内埜です。受理番号1番について説明いたします。

去る20日、井戸賀委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで問題は無く、農機具置き場として周辺農地に迷惑をかけることはありませんので問題はないと思われます。また、添付書類もあわせて確認いたしましたが問題はありませんでした。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 続いて受理番号2番について、濱田委員より報告をお願いします。

○27番（濱田 孟君） 27番濱田です。受理番号2番について報告いたします。

去る20日、山田委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いは無く、資材置場・駐車場として周辺農地に迷惑がかかることはありませんので問題はないと思われます。また、添付書類等を確認いたしました。問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号3番から4番を沖野谷委員より報告をお願いします。

○2番（沖野谷秀雄君） 2番沖野谷です。受理番号3番と4番について報告をいたします。

去る20日、飯塚委員と事務局の方と申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いは無く、駐車場用地として利用するものであります。周辺農地に迷惑はかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類等を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを採決ます。

本案は申請のとおり許可相当として進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり許可相当として進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第 3 号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 3 号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 8 ページをお開き願います。議案第 3 号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。非農地証明書の交付 2 件、転用事実証明書の交付 2 件でございます。

受理番号 1 番、浮島字関谷、田 1 筆、373 平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和 32 年頃から宅地として利用され、木造平屋建住宅 19.83 平方メートル及び 48.19 平方メートルが建築されております。撮影年月日、昭和 59 年 11 月 23 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

受理番号 2 番、浮島字関谷、田 1 筆、142 平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。平成元年頃から宅地として利用され、農業用倉庫 139 平方メートル、1 棟が建築されております。撮影年月日、平成 2 年 11 月 5 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

受理番号 3 番、佐原組新田、田 1 筆、373 平方メートルについての登記地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。平成元年 9 月 18 日付南総農政指令第 151 号、「乾燥調整貯蔵施設」で許可を受けております。

受理番号 4 番、下根本字天神下、畑 1 筆、613 平方メートルについての登記地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。平成 13 年 3 月 16 日付南総農政指令第 8 号、「駐車場」で許可を受けております。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号 1 番から 2 番を濱田委員より報告願います。

○27 番（濱田 孟君） 27 番濱田です。受理番号 1 番と 2 番について報告いたします。

去る 20 日、山田委員、内埜委員と井戸賀委員、それと事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、昭和 32 年頃より住宅の敷地として利用されており、固定資産税証明と昭和 59 年 11 月 23 日撮影の国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました問題ありません

でした。よろしくご審議お願いいたします。

続いて受理番号2番について報告いたします。去る20日、山田委員、内埜委員、井戸賀委員、それと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、平成2年より住宅の敷地として利用されており、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の航空写真とあわせて確認をしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号3番については、私24番加納が報告いたします。

○24番（加納 昭君） 受理番号3番について報告いたします。

受理番号3番について、去る20日、根本委員と高城委員、それと事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり、間違いなく農業用倉庫として利用されていることを確認しました。また、添付書類等を確認しましたが、問題はありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号4番を沼崎委員より報告願います。

○26番（沼崎 享君） 26番沼崎です。

去る20日、吉岡委員と私、それと事務局2名で現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり、間違いなく駐車場として利用されていることを確認いたしました。また、書類も問題なく、問題ないことを報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。
本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君） 9 ページをお開き願います。

議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。

受理番号1番についてでございます。願出人は、水稲及び野菜を生産から販売まで行っている有限会社である農業生産法人で、6名の役員の農作業従事日数はそれぞれ250日、耕作面積は3,533アールとなっております。公売される農地は、願出人が基盤強化法で利用権設定し耕作している農地のため、取得したいということです。

受理番号2番についてでございます。願出人は、水稲及びジャガイモ・落花生を耕作している専業農家で、耕作面積は193アール、農業従事日数は300日となっております。公売される農地の近くに所有地があるため、経営規模拡大する為に購入したいということです。

受理番号3番についてでございます。願出人は、水稲を耕作している専業農家で、農業従事日数は250日、耕作面積は643アールです。公売される農地は、相対の契約で願出人が耕作しているため購入したいということです。

受理番号4番についてでございます。願出人は、水稲を耕作している兼業農家で、農業従事日数は50日、耕作面積は、137アールです。同一世帯内に、農業従事日数250日及び100日の農業従事者がいます。公売される農地の近くに所有地があるため購入したいということです。

以上で受理番号1番から4番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番、2番について秋本委員より報告をお願いします。

○22番（秋本精一君） 22番秋本です。受理番号1番、2番について報告します。

まず、受理番号1番。10月23日に申請人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、主に水稲と野菜類を栽培している農業法人で、農業経営面積は3533アール、常時5人が農作業に従事しております。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター5台、耕運機1台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機5台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受理番号2番について報告します。10月22日に申請人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、主に水稲とジャガイモ、落花生を栽培している認定農業者で、農業経営面積は193アール、農作業従事日数は300日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。以上、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号3番を吉岡委員より報告をお願いします。

○11番（吉岡一仁君） 11番吉岡です。受理番号3番について報告いたします。

10月20日に申請人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、主に水稻を栽培している認定農業者で、農業経営面積は643アール、農作業従事日数は200日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台となっております。以上調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では次に、受理番号4番を沼崎委員より報告をお願いします。

○26番（沼崎 享君） 26番沼崎です。

去る20日に申請人に行き会って確認してまいりました。農作業従事日数はここに50日と書いてありますが、60日以上はやっているということでございました。違反転用地も休耕地もないということでありました。また、農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機は借り入れてやっています。借入先も同じ地区のIさんということでした。以上、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、10ページをお開き願います。議

案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が1件、1筆で260平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、下根本字須賀、田1筆、260平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が2年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者は、利用権を設定する農地の隣の農地の耕作者で水稻を作付する農家でございます。耕作面積は359アール、年間農作業従事日数は200日となっております。今回、面積は少ない訳なんですけれども、効率が悪いので、隣の農地の耕作者に自分の土地とあわせて耕作してもらおうというような意味での設定であります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもって、平成23年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時53分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

1 番委員 井戸賀 吉 男 ⑩

2 番委員 沖野谷 秀 雄 ⑩